

## ロハス・ビジネス・アライアンス(LBA)会員規約

### 第1条(目的)

ロハス・ビジネス・アライアンス(以下「当会」)は、LOHAS市場およびLOHAS事業の健全な発展を目的とする会員組織です。本会員規約は、当会入会の手続き及び会員が当会のサービスを利用するにあたっての権利と義務を定めたものです。

### 第2条(入会申し込み)

1. 当会の目的に賛同する法人または個人であって、LBAおよびLOHASのコンセプトに共感し、LOHAS事業に関わることを希望する者は、本会員規約に同意の上、当会ウェブサイト(以下「当会サイト」)上の申込フォームにて入会申込を行うものとします。
2. 入会にあたっては、第8条に定めるLOHASのガイドラインを理解し、遵守に努力することを約束するものとします。

### 第3条(入会審査及び承認)

1. 入会申込者については、当該入会申込者に関し、LOHASガイドラインに照らし、当会が簡単な審査を実施したうえ、当該審査の結果により、入会の承認・不承認を決定します。
2. 入会審査に必要な限りにおいて、当会から申込者に対し、質問や資料の提出依頼を行うことがあります。
3. 申込者には、審査後速やかに、入会申込者に対して承認・不承認の結果を通知します。

### 第4条(会員資格の有効期間、表示)

1. 会員資格は、当会による入会承認通知の送信・発送の日(以下「入会承認日」)から1年間有効です。会員資格有効期間満了前1ヶ月までに、当会および会員のいずれからも同期間を更新しない旨の意思表示がない場合には、同期間は同一条件で1年間更新され、その後も同様とします。
2. 会員は、そのWEBサイト上などで、当会の会員資格や当会サイトのバナーを表示し、当会サイトへリンクすることができます。
3. 当会は、以下の場合には、期間を定めまたは期間を定めることなく、会員資格の表示の停止を要求することができます。要求を受けた会員は、1週間以内に会員資格の表示を停止するものとします。

会員が本会員規約に違反する場合

## 会員がLOHASガイドラインに明らかに違反する場合

### 第5条（年会費）

1. 会員は、入会承認日から15日以内に、当会指定の口座に初回年会費を振込むものとしします。
2. 会員資格有効期間の更新がなされた場合には、当該更新の日から15日以内に、当会指定の口座に当該更新期間分の年会費を振込むものとしします。
3. 年会費は、別に定める会員サービス規程に従い、その会員種別によって異なります。
4. 期限内に年会費の入金がされない場合は、入会承認または更新を取り消します。いったんお支払いいただいた年会費は、理由の如何を問わず、お返しできません。

### 第6条（会員番号の発行）

1. 当会は、1会員につき1個の会員番号を発行します。
2. 当会へのお問い合わせ、セミナーや交流会の参加時に、会員番号が必要な場合があります。

### 第7条（会員サービス）

当会が会員に提供するサービスは、次のとおりとしします。詳細は、別に定める会員サービス規程によります。

- セミナー・交流会サービス
- 情報提供サービス
- 事業マッチングサービス
- コンサルティングサービス

### 第8条（LOHAS企業ガイドライン）

当会は、下記の5項目のLOHASガイドラインを提唱します。会員は、このガイドラインを理解し、LOHAS事業を行う上でこのガイドラインの遵守に努力するものとしします。

1. LOHAS的な価値感をミッションに取り入れ、企業活動の指針としている。
2. 顧客の健康に寄与する製品やサービスを提供している
3. 持続可能な地球環境に配慮する企業活動を行っている。
4. 従業員の能力を伸ばし、幸せで豊かな生活をサポートする職場環境の整備やワークスタイルに配慮している。
5. 顧客やステークホルダーの共感を得るコミュニケーションを実践している。

## 第9条（会員情報の取り扱い）

1. 会員（本条においては、入会申込者を含む）は、当会の入会手続き及び会員サービスの利用を通じて当社が知り得た会員の個人情報（以下「会員情報」）を、次の各号に定める利用目的の範囲内で当社が利用することに同意するものとします。
  - 第3条に定める入会審査のため
  - 会員サービスの提供及び当会の運営上必要な事項を会員に知らせるため
  - 会員の行う取引に関する紛争の解決のため
  - 当会のサービス改善及び電子商取引の推進に役立てるための各種アンケートや意見募集を行うため
2. 当社は、当社の運営や会員サービスの提供に関わる業務を第三者に委託することがあります。この場合、当社は業務遂行上必要な範囲内で当該委託先に会員情報を取り扱わせることがあります。
3. 当社は、会員情報を第三者に提供することがあります。第三者に提供する情報は以下のとおりです。
  - 会員または会員担当者の氏名
  - 会員の業種・事業内容
  - 会員のWEBサイトのURL
  - その他当社が当社の運営上知りえた事項
4. 前項の第三者提供の方法は、紙又はデータの資料として提供する方法と当社サイトにおいて第三者の閲覧に供する方法があります。前項の第三者提供を会員が望まないときは、当社の運営上必要やむを得ない場合または関係法令もしくは本会員規約の他の条項により許容される場合を除き、当社は第三者提供を停止します。

## 第10条（退会）

1. 会員は、退会を希望する場合には、当社サイトの会員ページにて手続きを行うものとします。期間内の退会であっても、支払済みの年会費は返還されません。
2. 退会した会員に関する情報は、一定期間、当社が保存し、退会者からの問い合わせに対応するなど、当社の運営上、必要な限度で利用します。
3. 当社は、以下の場合、会員を退会させることができます。
  - 会員が本会員規約に違反する場合
  - 会員がLOHASガイドラインに明らかに違反する場合
  - 支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更生開始、会社整理開始もしくは

は特別清算開始の申立があったとき。  
会員またはその代表者が行方不明(登録した連絡先において1ヶ月以上連絡が  
取れない場合をいいます)となったとき。

#### 第11条(合意管轄)

会員と当会との紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所  
とします。

#### 附則

本会員規約は平成19年6月1日に発効します。